(設置)

第1条 藤沢市議会史(以下「市議会史」という。)の編集作業を円滑かつ効果 的に行うため、藤沢市議会史編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (任務)

第2条 委員会は、藤沢市議会史編さん委員会が示した事項等に沿って、市議会史の編集に関する事務等を行う。

(構成)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
- (1) 市議会史監修者
- (2) 市議会史執筆者
- (3) 市議会事務局長
- 2 前項(1)及び(2)に掲げる者は、藤沢市議会が委嘱するものとする。 (組織及び運営)
- 第4条 委員会は、次の職をもつて組織する。
- (1) 委員長
- (2) 副委員長(必要に応じて置くものとする。)
- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、原則として月1回開催する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局を議会史編さん室に置く。

附則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。